

# 松阪市中川新町地域交流センター



## 【 問い合わせ先 】

松阪市中川新町地域交流センター

松阪市嬉野中川新町三丁目95番地

Tel 0598 - 48 - 3010

Fax 0598 - 48 - 3011

E-mail [ure.kouryu.c@city.matsusaka.mie.jp](mailto:ure.kouryu.c@city.matsusaka.mie.jp)

## ◎施設の概要

### 【目的】

市民の交流促進と地域活動（市民の地域における公益的活動、ボランティア活動、コミュニティ活動等）の活性化をはかることを目的にしています。

### 【休館日】

月曜日（休日にあたる場合は翌日）および12月29日から翌年1月3日まで（上記以外に臨時休館とさせていただく場合があります。）

### 【開館時間】

午前9時から午後5時まで  
多目的ホールおよび会議室は、午後9時まで使用可能

### 【施設内容】

#### 交流室

同世代や多世代間の相互交流や子育て支援の場として開放しています。

#### 多目的ホール・会議室

多目的ホールは、A・B・Cの3室があります。一つの大ホールとしての使用も可能です。

自治会やその関係団体の会合や活動および非営利団体や地域住民の方などが開催するサークル団体など、市民の参加意識の向上をはかるための地域活動であるコミュニティ活動の場として活用していただけます。

#### ホール

情報提供（インターネット回線有り）の利用や展示コーナーとして活用していただけます。

#### 駐車場

40台分（軽自動車3台分、車椅子使用者用・おもいやり駐車区画各1台分を含む）の駐車スペースがあります。

### 【使用許可申請】

◎もっぱら営利（塾、展示即売会など）を目的とする使用はできません。

◎利用される方は、当該地域交流センター使用許可申請書の提出が必要です。

◎多目的ホールおよび会議室での飲食は原則禁止ですが、飲食される場合は使用許可申請書にその旨を記載して許可を受けてください。なお、お弁当などの空き容器は各自で処分をお願いいたします。

◎使用許可申請書は、当該地域交流センターで休館日を除く午前9時から午後5時まで受付しています。

◎自治会またはその関係団体の方は、

使用しようとする月の2か月前から使用しようとする日の5日前までに使用許可申請書を提出してください。

◎それ以外の方は、

使用しようとする月の1か月前から使用しようとする日の5日前までに使用許可申請書を提出してください。

【使用料】

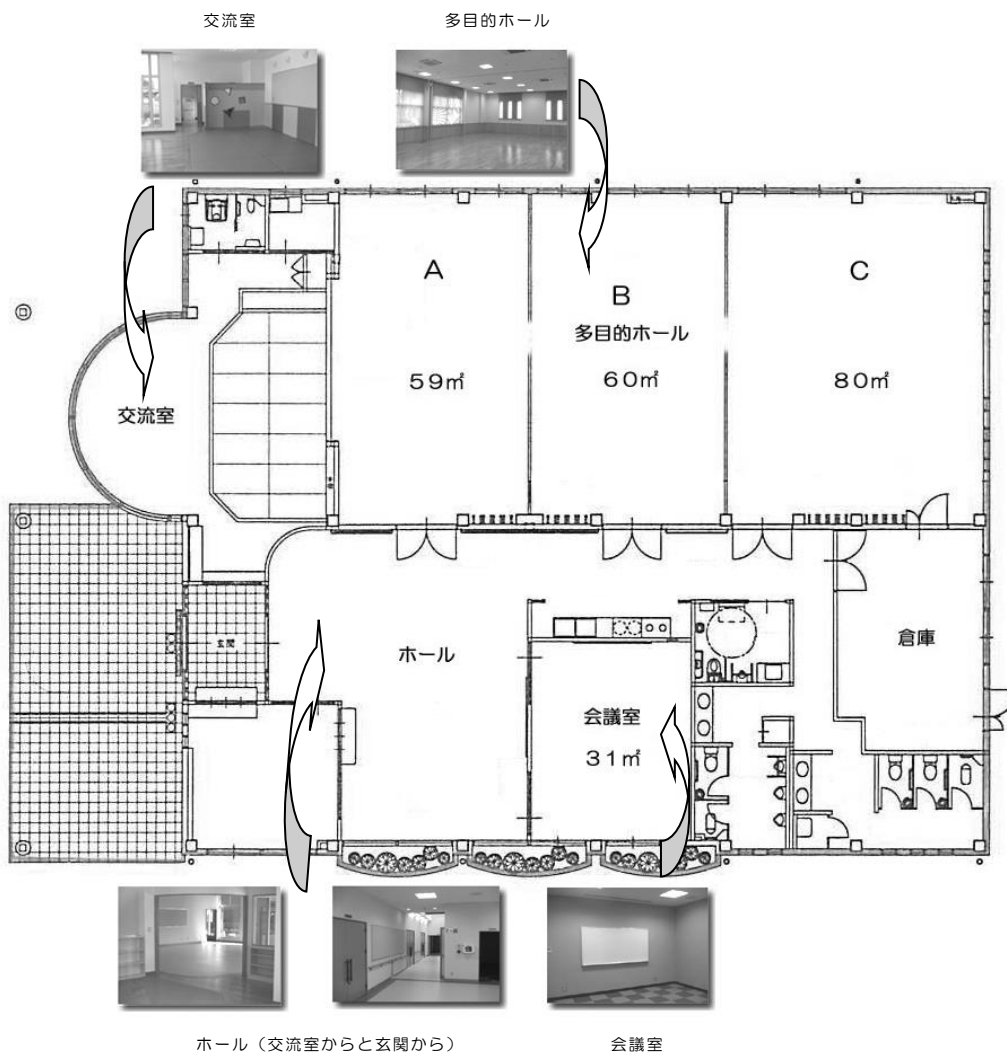
(住民自治協議会、自治会等の地域団体が、地域活動のために使用される場合は、減免措置も講じられていますのでお問い合わせください。)

使用時間帯	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時30分から 午後9時まで
多目的ホール A・B・C	1,320円	1,480円	1,810円
会議室	1,320円	1,480円	1,750円

※令和4年4月1日料金改定

- \* 使用料は1室を使用した場合の料金です。複数の多目的ホールを一つのホールとして使用した場合は、A・B・Cそれぞれを1室として使用料が発生します。
- \* 使用時間は、準備および原状回復に要する時間を含みます。
- \* 連続使用の場合の正午から午後1時まで、午後5時から午後5時30分の間の料金は発生いたしません。
- \* 使用時間が短くても減額はいたしません。
- \* ご利用にあたっては、使用許可書の注意事項を遵守してください。

【施設概要図】



## 【施設備品】

多目的ホール、会議室利用時に無料で貸し出します。

- ※ 使用許可申請書に、貸し出しが必要な備品名と数量をお書きください。  
なお、貸出しにあっては申し込み順とさせていただきます。

品名	個数
会議用テーブル	40
会議用イス	178
ホワイトボード	2
講演台	1
司会者台	1

## 【禁止事項】

- ・市長の許可を受けなくて多目的ホールおよび会議室では飲食できません。
- ・市長の許可を受けなくて物品の販売行為または寄附や募金などの行為はできません。
- ・市長の許可を受けなくて印刷物、ポスターなどを配布し、または掲示することはできません。
- ・危険物を携帯し、またはペット、畜類などを伴うことはできません。
- ・騒音を発し、または暴力を用いるなど他人の迷惑となる行為はできません。
- ・その他、交流センターの趣旨および目的に反する行為はできません。
- ・使用許可を受けた目的以外に使用し、または使用する権利を第三者に譲渡、転貸することはできません。

## 【ご利用にあたっての注意事項】

- ・施設および設備の損傷、亡失には十分注意してください。
- ・非常時に備えて使用責任者（団体代表者）は避難方法をあらかじめ確認したうえで、施設のご利用をお願いします。
- ・使用が終わった際には整理整頓、清掃をお願いします。
- ・飲食等により出るゴミは各自持ち帰るようお願いします。
- ・職員の指示事項は遵守してください。
- ・使用の内容を変更する場合は、松阪市中川新町地域交流センター条例施行規則第 6 条の規定により許可を受けてください。

## 【案内図】

